

「避難勧告」の廃止

5月20日より

「避難勧告」は廃止され「避難指示」に統一されました

「避難勧告」とは…

「避難をお勧めします」という趣旨で発令され、住民各自で避難を判断する。

「避難指示」とは…

「避難勧告」後に、更に気象状況の悪化が予測され、直ちに避難が必要な場合に発令される。

気象注意報や気象警報による警戒レベルは5段階に整理されていて、この警戒レベルは数値が上がると危険度も上がります。

「避難勧告」と「避難指示」はどちらも警戒レベル4に区分されていたため、発令する側も情報を受けとる側も、避難の判断がよく解らないという問題が全国的に発生していました。

この問題を解決するため、令和3年5月20日から「避難勧告」は廃止され「避難指示」に統一されました。

《統一後の警戒レベル一覧》

発令者	警戒レベル	避難情報など	住民がとるべき行動
気象庁	1	早期注意情報	最新情報に注意
	2	大雨注意報、洪水注意報	ハザードマップなどで避難方法を確認
真鶴町	3	避難準備・高齢者等避難開始	危険な場所から高齢者などは避難
	4	避難指示	危険な場所から全員避難
	5	緊急安全確保	命を守る最善の行動

町からの避難情報の発令は、防災行政無線・ホームページ・お知らせメール配信(登録者のみ)などにより町民の皆さんにお知らせします。また、発令する内容は報道機関にも情報提供します。

!
「避難指示」が発令された場合は、危険な場所から全員避難しましょう。災害時は、自分の命は自分で守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら適切な避難行動をとってください。

真鶴町お知らせメールへのご登録を!

町から災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容、新型コロナウイルス感染症に関する情報などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスをしています。本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要です。

※登録方法が不明な場合などは総務防災課にお問い合わせください。

▼真鶴町お知らせメールへのご登録は、下のQRコードよりお進みください▼

PC・スマートフォンの場合 フィーチャーフォン(ガラケー)の場合 ※読み取れない場合は、下記アドレスに空メールを送信してください。



t-manazuru@sg-p.jp

□問い合わせ 総務防災課 ☎内線323

◆真鶴町役場 代表電話番号 0465-68-1131◆